◎ 異 動 届 出 書 の 記 入 方 法

異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

該当する年度または届出を「○」で囲ってください。

令和５年度（令和５年６月～令和６年５月の分）	令和６年度（令和６年６月～令和７年５月の分）	両年度	給与支払報告に係る届出

国分寺　市長　殿

××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

住所(居所)又は所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１－２－３
フリガナ	マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

特別徴収義務者指定番号	999999 ※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係	人事課人事労務係
氏名	特徴　花子
電話	000-000-0000（内線 123）

給与所得者

受給者番号(整理番号)	フリガナ	コクブンジ　イチロウ	(ア)(注1) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
123456	氏名	国分寺 一郎（旧姓）	円 140,000	6月から 8月まで 円 35,600	9月から 5月まで 円 104,400	××・8・31
生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日					
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
1月1日現在の住所	東京都国分寺市△△３－２－１					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

（注1）令和６年の５月31日までに退職している場合は、前年度（令和５年度）の特別徴収税額を確認してください。

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収

	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（1月以降は必須）（　月分で納入　月　日納期分）	円 140,000
控除社会保険料額	円
③ 普通徴収 理由 異動の事由のとおり	60,000

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下）
2（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
3（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収する月	徴収する月割額	徴収する額合計(徴収済額と同額)
1. 異動が　年　12月　31日までで、申出があったため（　月　日申出）	・		円
2. 異動が　年　1月　1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・		

相続人の氏名等

氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名	
フリガナ			電話	（内線　）
氏名又は名称				

新しい勤務先では 月割額　円を　月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書　要　・　不要

※市記入欄

□ 抜取・差替	
□ 督促・催告	
□ 先行発送（通知書/納入書）	
□ 連絡（　/　様）	
□ コピー	
入力	照合

異動届出書を市役所へ提出される日を記入

転勤、再就職により新しい勤務先に回送する際は、「給与所得者の個人番号欄」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記入してください。

異動された納税者の税額通知書の住所を記入（特別徴収年度と同年の１月１日現在住所）

１月１日以降異動があった場合、最新の住所を記入

それぞれ、該当の番号に「○」を記入

転勤等の場合のみ新勤務先において記入

新しい会社にこの届出書を回送する場合は、個人事業主の方の個人番号は記入不要。

税額通知書に記載された異動者の年税額を記入

異動者の税額を何月まで徴収したか、また、その合計額を記入

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入

当市の指定がある場合は、その番号を記入

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入

該当する年度、届出に「○」で囲む

税額通知書に記載された指定番号と宛名番号を記入

異動届出書の内容について応答できる方の連絡先を記入

一括徴収した際の納入月、納入年月日を記入
※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収になります(5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がない、又は未徴収税額より少ない場合を除く。)。

令和６年の５月までに退職している場合は、前年度（令和５年度）の特別徴収税額を確認してください。
（例）令和６年３月31日退職の場合
令和５年度の特別徴収税額（令和６年４、５月分）が未徴収の場合、異動届出書の両年度を○で囲み、
令和５年度の異動届出書をご提出ください。